



三重県臨床心理士会

Mie Society of Certified Clinical Psychologists

平成 27 年 10 月 4 日

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会
会 頭 森 喜朗 様
一般社団法人日本心理臨床学会
理事長 野島 一彦 様
一般社団法人日本臨床心理士会
会 長 村瀬嘉代子 様
日本臨床心理士養成大学院協議会
会 長 石川 啓 様

公認心理師法の成立にかかる申入書

三重県臨床心理士会 会長 橋本 景子

平成 27 年 7 月 9 日に、「公認心理師法案」が第 189 通常国会にて衆議院へ提出され、同 9 月 3 日に衆議院本会議で可決され、同 9 月 9 日に参議院本会議で可決され、成立しました。貴職をはじめ、心理職の国家資格創設に向けてご尽力いただいた関係の皆様へ、改めて深く感謝申し上げます。

一方、私ども三重県臨床心理士会は、第 186 通常国会に「公認心理師法案」が提出された時より、その条文の「医師の指示条項」「受験資格」の二点について懸念し、国民に資することのできる、懸念のない法案となるよう、修正を求めておりました。

今回の法案の成立に際しては、これらの求めに一定応える内容の「附帯決議」がなされておりますが、その内容が法施行に生かされることが今後重要と思われれます。このため関係行政が法施行に必要な施策を整えるにあたっては、附帯決議の趣旨が十分に反映され、国民の心の健康保持増進に資する施策となるよう、加えて公認心理師および臨床心理士の業務遂行に困難が生じることのない施策となるよう、私ども三重県臨床心理士会は希望しております。

貴職におかれましても、関連四団体の緊密な連携のもと、附帯決議の趣旨を十分に反映した、心の健康の保持増進に資する施策の実施を関係行政に対して働きかけてくださるよう申入れをいたします。

平成 27 年 10 月 4 日 三重県臨床心理士会 理事会決議
以 上